

「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」の概要

1. ガイドラインの趣旨

- 公益通報者保護法（平成16年6月公布、平成18年4月施行）を踏まえ、事業者のコンプライアンス経営への取組を強化するために、**従業員等からの法令違反等に関する通報を事業者内において適切に取り扱うための指針**を示すもの。
- 国会の附帯決議等において、コンプライアンス経営についての事業者の取組を積極的に促進すること等が求められていること等を踏まえ、有識者検討会において検討し、平成17年7月に内閣府国民生活局（当時）が公表。

2. 改正の経緯

- 法律の制定後も、企業の内部通報制度が機能せず、大きな不祥事に発展した事例が発生したこと等を背景として、「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）に、公益通報者保護制度の見直しを含む必要な措置の検討を早急に行うこと等が決定されたことを踏まえ、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」（座長 宇賀克也 東京大学法学部教授）を開催。
- 検討会第1次報告書（平成28年3月）を踏まえ**消費者庁においてガイドラインの改定案を策定**。パブリック・コメント実施の後、所要の調整を経て、**平成28年12月9日に公表**。

3. 主な改正の内容

- 事業者のコンプライアンス経営を促進するため、検討会報告書の提言を踏まえ、主に以下の4つの視点からガイドラインを見直し、**内部通報制度の実効性の向上に向け、事業者が取り組むことが推奨される事項を具体化・明確化**。

① 通報者の視点

<安心して通報ができる環境の整備>

- 通報に係る秘密保持の徹底
- 通報者に対する不利益な取扱いの禁止の徹底
- 自主的な通報者に対する懲戒処分等の減免

② 経営者の視点

<経営幹部の主導による実効性の高い通報制度の整備・運用>

- 経営幹部が果たすべき役割の明確化
- 経営幹部からも独立性を有する通報ルートを整備
- 内部通報制度の継続的な評価・改善

③ 中小事業者の視点

<中小事業者の取組の促進>

- 規模や業種等の実情に応じた適切な取組の促進
- 関係事業者全体における実効性の向上

④ 国民・消費者の視点

<制度の適切な運用を通じた企業の社会的責任の実践>

- 法令違反等に対する社内調査・是正措置の実効性の向上

4. 今後の予定

消費者庁は、今後、

- 民間事業者向け説明会を実施するなど、本ガイドラインの内容等について積極的に周知広報
- 平成29年度以降、各事業者において、**本ガイドラインを踏まえた内部通報制度の整備・改善**を順次進めていただくよう働き掛け。